

ID: 3040

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	供給設備の修理等の命令(第38条の3の規定による届出があった液化石油ガス設備工事に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第16条の2第2項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
【根拠条文】 第16条の2 液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準(経済産業省令で定める供給設備(以下「特定供給設備」という。)にあつては、第37条の経済産業省令で定める技術上の基準。次項、第27条第1項第1号、第38条の2及び第38条の8第1項において同じ。)に適合するように維持しなければならない。 2 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日